

Date: Fri, 28 Apr 2017 18:25:03 +0900 (JST)

From: 一般社団法人日本生産技能労務協会

To:

Subject: 【JSLA 審議会ニュース】厚労省の「同一労働同一賃金部会」が開かれました

.....
同一労働同一賃金部会が初会合、労政審
「実行計画」に沿って厚労省が論点を提示

4月28日配信

.....
労働政策審議会に新設された同一労働同一賃金部会が28日、初会合を開きました。政府の働き方改革実現会議が策定した「実行計画」を踏まえ、事務局の厚生労働省が、同一労働同一賃金に関する論点を直接雇用と間接雇用に分けて提示。労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の3法一括改正に向けた議論が始まりました。政府は秋の臨時国会に法案を提出し、2019年4月の施行を目指しており、同部会の議論は6月上旬まで集中的に行われる見通しです。

委員は、公益委員と労働者側委員、使用者側委員が各6人ずつの計18人で構成。座長に公益の守島基博学習院大学経済学部教授を選出しました。初会合らしく各委員の意見や問題意識などを表明する自由討議の様相を呈し、議論の前提として、日本型の「同一労働同一賃金」や「通常の労働者」といった言葉の定義を厚労省に問う場面が目立ちました。また、3時間を超える議論を通して特徴的だったのは、労使はもちろん、基本的に“行司役”として発言を控える傾向にある公益委員が、積極的に自身の見解や疑問などを述べたことです。

この日、厚労省が提示した論点を見ると、まず「短時間労働者・有期契約労働者関係」と「派遣労働者関係」の大きく2つに分類しています。前者はパートタイムとフルタイムを問わず、同じ直接雇用の枠に入れて課題を整理しており、パート法と労契法に関係します。後者は間接雇用として派遣法に関係します（下記資料参照）。同部会は前者と後者を切り分け、これから約5回程度の会合で順番に議論していく方針で、このため、この日の会合で厚労省が示した具体的な改正項目は、前半で議題とする「短時間労働者・有期契約労働者関係」の分だけとなっています。（同）

委員の主な発言では、使用者側委員が「欧州の同一労働同一賃金でイメージするのは職種別、職務給的なスタイル。しかし、実現会議が提言しているのは企業内の正規・非正規の格差是正であり、日本版の同一労働同一賃金だと思う。今後、誤解のないよう定義を共有したい」と指摘。厚労省は「実行計画に定義は明示されていないが、企業横断的な職種別の同一労働同一賃金に狭めたものではない。今回は企業内の格差是正を出発点としている」と答えました。

また、労働者側委員の「ガイドライン案はこのテーブルでも議論するのか」との問いに、「この場合は労働者が司法判断を求める際の根拠規定となる法整備のあり方に徹し、法案成立後に政省令などを決めていく際にガイドライン案を肉付けしていく段取りを考

えている」と答弁しました。

このほか、「パートと有期を単純に同じくくりをしているが、有期には多面的な機能がある。現場では弊害も起こるのではないか」、「このテーマとは別に残業時間上限規制の対応もある。中小・零細企業の運用や実効性を考えると周知や準備に3年や5年の期間がほしい」、「ガイドライン案には合理的か否かグレーゾーンがあるということだが、そこは裁判でやってくれというのは無責任な話だ」など、さまざまな意見が挙がりました。

次回会合も短時間・有期労働者の続きを行い、派遣法関係については5月後半から具体的な議論に入る見通しです。

本日の資料は以下の通りです。

議事次第

http://www.advance-news.co.jp/news/n170428_004.pdf

委員名簿

http://www.advance-news.co.jp/news/n170428_001.pdf

論点の全体像（案）

http://www.advance-news.co.jp/news/n170428_002.pdf

論点（案）

http://www.advance-news.co.jp/news/n170428_003.pdf

【J S L A ニュースご利用の際のルールについて】

J S L A 日本生産技能労務協会が配信するJSLAニュースは、会員様各社が取引先企業向けに情報提供する際のツールとして加工・転送してご利用頂くことができます。ただし、ご利用の際はメール配信の都度、文中に定型クレジットの記載をお願い申し上げます。

« ご記載頂く定型クレジット »

◆このメールは当社が所属するJ S L A 日本生産技能労務協会からの情報を基に作成・配信されているものです。

JSLA 一般社団法人日本生産技能労務協会 : <http://www.js-gino.org/>

※定型クレジットなしでのメール転送、内容の加工・転用等、ルールを順守頂けない事案があった場合には、ニュースの配信を中止させて頂くことがございますのでご了承下さい。
なお、クレジット記載なしでのご利用を希望される場合は有料となりますので、
日本生産技能労務協会 事務局 TEL：03-6721-5361（代表）までご連絡下さい。